

関係者各位

広島県農林水産局長
(水産課)

赤潮注意報第1号 県東部海域でシャットネラ属赤潮

県東部海域で、有害赤潮プランクトンのシャットネラ属が注意報発令基準を超える密度で確認されましたので、赤潮注意報第1号を発令します。

なお、この赤潮による漁業被害は現在報告されていません。

- 1 発令日
令和8年7月2日(木)
- 2 発令海域
県東部海域(三原市以東)
- 3 出現している有害種および最高密度
シャットネラ属
最高密度: 19細胞/ml 調査地点: 尾道市干汐

	シャットネラ・アソティーカ, シャットネラ・マリナ, シャットネラ・オハータの赤潮基準
注意報	基準密度…合計 10細胞/ml以上 発生範囲……魚類養殖漁場から 20km以内の地区
警報	基準密度…合計 100細胞/ml以上 発生範囲……魚類養殖漁場から 10km以内の地区

- 4 調査機関
県立総合技術研究所 水産海洋技術センター(呉市音戸町)
- 5 対応
プランクトン調査結果を関係市・漁協に伝達した。また、漁業者には次のことを注意するよう呼びかけている。
(1) 魚や漁場環境の調査監視を強化し、情報連絡を迅速にかつ密にすること。
(2) 養殖魚については、餌止めをするか、質のよい餌を少量給餌するようにし、ストレスを与えないように注意すること。
(3) 県は定期的に養殖漁場周辺のプランクトン調査を実施する。
(4) 解除等の際は情報提供します。

6 本年の注意報・警報発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
7月2日	注意報第1号	シャットネラ属	県東部海域	

※広島県のホームページ「赤潮情報」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/1170324265768.html>